



栃木県公報

平成 28 年
5月 2日(月)
第2779号

目 次

告 示

- 栃木県立岡本台病院及びとちぎリハビリテーションセンターの料金に係る未収金及び手数料に係る未収金の徴収事務の委託…………… 461
- 栃木県地域医療構想の策定…………… 461
- 製造保安責任者免状及び販売主任者免状に関する事務の委託…………… 462
- 液化石油ガス設備士免状に関する事務の委託…………… 462
- 道路の区域の変更…………… 463

公 告

- 土地改良事業の工事完了…………… 464
- 基本測量の終了…………… 464
- 栃木県収入証紙売りさばき場所の変更…………… 464

告 示

栃木県告示第251号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、平成28年4月1日付けで次のとおり栃木県立岡本台病院及びとちぎリハビリテーションセンターの料金に係る未収金及び手数料に係る未収金の徴収事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成28年5月2日

栃木県知事 福田 富一

1 委託事務の内容

栃木県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年栃木県条例第51号）第4条に規定する料金に係る未収金及び栃木県手数料条例（昭和31年栃木県条例第1号）別表第1の125の項に規定する手数料に係る未収金の徴収事務

2 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称

(1) 主たる事務所の所在地

東京都千代田区麹町四丁目7番2号Daiwa麹町4丁目ビル3階

(2) 名称

弁護士法人鈴木康之法律事務所

3 委託期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(保健福祉課)

栃木県告示第252号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定により同条第2項第7号及び第8号に掲げる事項を栃木県地域医療構想として定めたので、同条第15項の規定によりその概要を次のとおり公示する。

なお、栃木県地域医療構想は、栃木県保健福祉部医療政策課及び各健康福祉センターに備えて一般の縦覧に供する。

平成28年5月2日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県地域医療構想

第 1 策定の趣旨

少子高齢化に伴う医療需要の変化を見据え、将来の医療需要に適切に対応し、効率的で質の高い医療提供体制を構築するため、栃木県地域医療構想を策定することとした。

第 2 栃木県地域医療構想の構成

第 1 章 全体構想	1 策定の趣旨等 2 本県における医療提供体制の現状等 3 本県における少子高齢化の進行と医療需要の変化 4 本県における地域医療構想区域 5 本県において目指すべき将来の医療提供体制 6 目指すべき医療提供体制の実現に向けて 7 地域医療構想の推進体制等
第 2 章 構想区域別地域医療構想	1 県北地域医療構想 2 県西地域医療構想 3 宇都宮地域医療構想 4 県東地域医療構想 5 県南地域医療構想 6 両毛地域医療構想

(医療政策課)

栃木県告示第253号

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第29条の2第1項の規定により次のとおり製造保安責任者免状及び販売主任者免状（以下「免状」という。）に関する事務を委託したので、高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第8条第2号の規定により公示する。

平成28年 5 月 2 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 委託に係る免状交付事務の内容

- (1) 免状の交付申請書及び再交付申請書の配布、受付及び整理に関すること。
- (2) 免状の作成及び送付に関すること。
- (3) 免状台帳の作成、保管及び整理に関すること。
- (4) 前3号に掲げる事務に附帯する事務

2 委託に係る免状交付事務を処理する場所

高圧ガス保安協会本部
東京都港区虎ノ門四丁目3番13号

3 委託期間

平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで

栃木県告示第254号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38条の4の2第1項の規定により次のとおり液化石油ガス設備士免状（以下「免状」という。）に関する事務を委託したので、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）第7条第2号の規定により公示する。

平成28年 5 月 2 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 委託に係る免状交付事務の内容

- (1) 免状の交付申請書、再交付申請書及び書換え申請書の配布、受付及び整理に関すること。

- (2) 免状の作成及び送付に関すること。
- (3) 免状台帳の作成、保管及び整理に関すること。
- (4) 前3号に掲げる事務に附帯する事務
- 2 委託に係る免状交付事務を処理する場所
高圧ガス保安協会本部
東京都港区虎ノ門四丁目3番13号
- 3 委託期間
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(工業振興課)

栃木県告示第255号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成28年5月2日から同月31日まで一般の縦覧に供する。

平成28年5月2日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 一般国道

路 線 名 400号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
/	前	那須塩原市関谷字西山1426から 那須塩原市関谷字西山1426まで	30.9～43.8	76.0	
	後	那須塩原市関谷字西山1426から 那須塩原市関谷字西山1426まで	30.9～64.9	76.0	
/	前	那須塩原市塩原字大綱1662から 那須塩原市塩原字大綱1662まで	22.6～25.3	10.0	
	後	那須塩原市塩原字大綱1662から 那須塩原市塩原字大綱1662まで	22.6～25.3	10.0	

II

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 佐久山喜連川線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
40	前	さくら市南和田字柴山下258-4から さくら市南和田字長坂東5899-7まで	7.5～28.8	769.2	
	後	さくら市南和田字柴山下258-4から さくら市南和田字長坂東5899-7まで	10.8～28.8	769.2	

III

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 蒲須坂喜連川線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
180	前	さくら市箱森新田字沼下524-7から さくら市早乙女字矢口1616まで	10.4～46.3	728.2	
	後	さくら市箱森新田字沼下524-7から さくら市早乙女字矢口1616まで	10.6～47.1	728.2	

IV

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 黒磯田島線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
339	前	那須塩原市百村字屋敷内2664-5から 那須塩原市百村字屋敷内2664-5まで	11.7～17.6	45.6	
	後	那須塩原市百村字屋敷内2664-5から 那須塩原市百村字屋敷内2664-5まで	11.7～31.8	45.6	

(道路保全課)

公 告

○土地改良事業の工事完了

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業について工事完了の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成28年5月2日

栃木県知事 福 田 富 一

事業主体名	事業名	完了年月日
小山市美田東部土地改良区	応急工事（災害復旧）	平成28年3月25日

(農地整備課)

○基本測量の終了

平成27年3月13日付けの栃木県公報で公示した「基本測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、その基本測量が終わった旨通知があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成28年5月2日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量及び国土広域情報修正測量）
- 2 作業地域
管内全域
- 3 作業期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(監理課)

○栃木県収入証紙売りさばき場所の変更

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第10条の規定により、栃木県収入証紙売りさばき場所の変更について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

平成28年5月2日

栃木県知事 福 田 富 一

変更年月日	変更後の売りさばき場所	変更前の売りさばき場所	氏名又は名称
平成27年 11月28日	栃木県宇都宮市昭和1-3-10栃 木県庁舎西別館3階	栃木県宇都宮市本町12-11栃木会 館7階	一般社団法人栃木県 危険物保安協会

(会計局会計管理課)